平成２４年（フ）第８８９号
北九州市八幡西区大浦１丁目２番14号　Ｂ棟103号
債務者　小早川英二
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２３号
福岡県田川市大字川宮123番地
債務者　田中　譲二
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１２５号
福岡県田川郡添田町大字桝田1561番地、前住所福岡県田川市本町４番26号
債務者　宮平　裕子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１２８号
福岡県田川郡福智町神崎1533番地１　福吉団地Ｃ棟215号福嶋方、住民票上の住所福岡県鞍手郡小竹町大字御徳1655番地
債務者　下村　　航
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１３０号
福岡県田川郡香春町大字中津原2349番地１
債務者　井出　　清
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１号
福岡県田川郡糸田町1113番地、前住所福岡県田川郡糸田町1045番地44
債務者　相原　浩介
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第５０８号
大分市大字迫303番地の３
債務者　矢野　貴輝
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４号
鹿児島県姶良市東餅田3676番地　コーポ山口203号
債務者　横山　智之
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第９号
岐阜市白菊町５丁目18番地、住民票上の住所岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根1758番地
債務者　中野婦美子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
三重県桑名市大字地蔵158番地１　ハイツ水谷１Ａ号
債務者　伊藤　　徹（旧姓遠田）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
三重県四日市市城西町16番18号
債務者　堀田　成年
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
三重県いなべ市北勢町阿下喜2766番地４
債務者　中村　友子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
三重県四日市市沖の島町２番９―406号　グランドメゾン四日市中央
債務者　早川明こと　金　　相守
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
三重県四日市市日永西４丁目10番11号
債務者　原子内千春
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
三重県四日市市天カ須賀５丁目２番11―９号、前住所三重県四日市市天カ須賀５丁目２番４号
債務者　和田　一典
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
滋賀県彦根市開出今町1832　４棟８号、住民票上の住所滋賀県彦根市長曽根南町501番地１　107号、前住所滋賀県長浜市大辰巳町94番地
債務者　藤岡　湧太
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１３５５号
京都市左京区山端滝ケ鼻町10番地　山端マンション207号
債務者　福井　博隆（旧姓屋敷）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係